よくある質問１　誰でも相談することができますか？

答え　障害のある人をはじめ、家族、支援担当者、学校・職場の人、友人など、どなたでも相談することができます。差別と考えられる事案のほか、自らの行為が差別に当たるのかなど、この条例に基づく地域相談員や広域専門相談員がご相談に応じます。安心してご相談ください。

よくある質問２　障害を理由に差別をした場合には罰則がありますか？

答え　この条例には、差別行為に対する罰則はありません。差別に関するトラブルが発生した場合は、障害のある人とない人との間で話し合いにより円満な解決を図ってもらうことを基本とし、そのサポートのため相談体制が整備されています。また、当事者間での解決が困難なときは、障害のある人の相談に関する調整委員会が、公正中立な立場から当事者に対して助言やあっせんを行うこととしています。

令和６年４月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、通称　障害者差別解消法の一部を改正する法律が施行され、事業者も合理的配慮の提供が義務化されました。

条例と同じように、障害を理由とした差別が禁止されています。

　この法律では役所などの行政機関は不当な差別的取扱いはしてはいけないと禁止しています。と同時に、合理的配慮についてはしなければならないと法的義務となっています。

　会社、お店など民間事業者については不当な差別的取扱いはしてはいけないと禁止しています。合理的配慮については、今回の法改正により努力義務から法的義務となりました。

条例においては、民間事業者についても合理的配慮を行うことを義務としています。